

学校感染症に係る出席停止について

学校感染症の場合、その種類に応じて出席停止の措置をとらなければなりません。感染の予防上、登校する場合は登校して差し支えないという医師の診断が必要です。

つきましては、別紙連絡票に記載していただき、提出をお願いします。

令和3年11月26日付け通知より「医療機関負担軽減のため、証明書の提出を求めることは望ましくありません。」とのこと。

「望ましくありません」なので、受診し診断を受けた内容を保護者に記入をお願いします。

参 考

学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスによるものに限る）＜第18条第2項により第1種の伝染病とみなされるもの＞ インフルエンザ（H5N1）
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、細菌性赤痢 急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、パラチフス、その他の伝染病

出席停止の期間

○第1種の感染症…完全に治癒するまで **発生はまれだが、重大な感染症**

○第2種の感染症…病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある飛沫感染する学齢期の主要な感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）

インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）を除く	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がか皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過しかつ症状が軽快した後1日を経過するまで 発症後10日間のマスク着用を推奨

○第3種の感染症…病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。

飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症（ノロウイルスを理由とする感染性胃腸炎など）